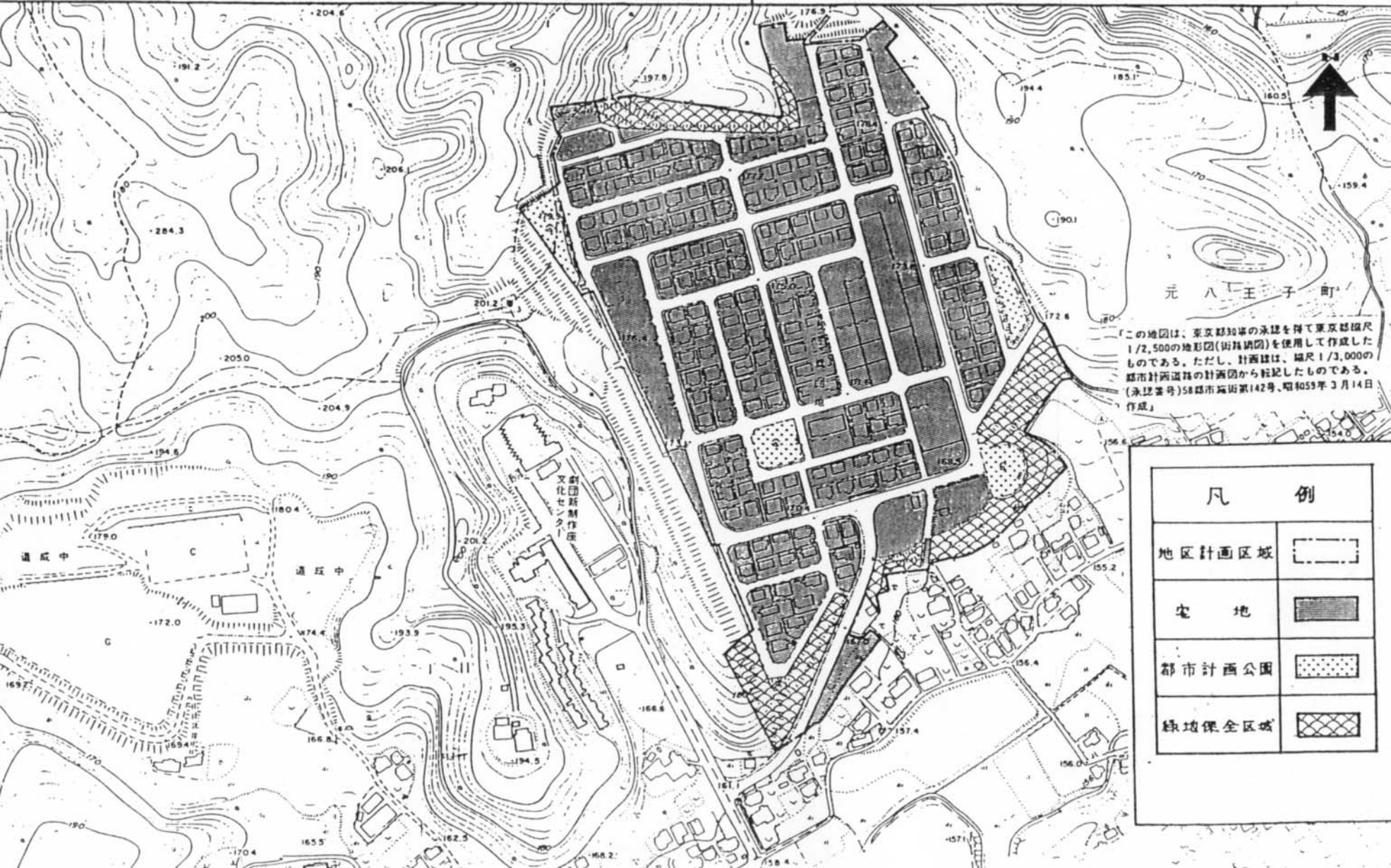


八王子都市計画

松子舞地区・地区計画計画図(八王子市決定)

八王子市式分方町、川町及び元八王子町一丁目各地内

確認	平成 8年12月 3日
所管部課名	地域計画部土地利用計画課



「この地図は、東京都知事の承認を得て東京都縮尺 1/2,500の地形図(街路地図)を使用して作成したものである。ただし、計画建は、縮尺 1/3,000の都市計画道路の計画図から転記したものである。(承認番号)58都市臨街第142号、昭和58年 3月14日作成」

凡 例	
地区計画区域	
宅 地	
都市計画公園	
緑地保全区域	

都市計画松子舞地区地区計画を次のように変更する。

名 称		松子舞地区地区計画
位 置		八王子市式分方町、川町及び元八王子町一丁目各地内
面 積		約 9． 2 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、八王子市中心市街地西部に位置し、八王子市住宅・都市整備公社により開発された住宅団地で、既に低層の一戸建住宅を主体とした街並が形成されている。 そこで、基本計画によりこの良好な住環境を損なうことなく将来にわたって維持、保全していくことを目標とする。
	土地利用の方針	敷地の細分化、建築物の用途の混在等の防止により、既に形成されている良好な住環境の維持、保全を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内には区画街路を軸とした道路網、散策できる公共空地としての緑道が配置されている。この地区施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	一戸建住宅地として整った街並を保全するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度を定め、適正な誘導、規制を行う。
地	位 置	八王子市式分方町、川町及び元八王子町一丁目各地内
	面 積	約 9． 2 ha
区域整備に関する事項	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※ 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅（長屋を除く。） 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第 130 条の 3 で定めるもの（食堂又は喫茶店を除く。） 3. 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。） 4. 前各号の建築物に附属する建築物
		建築物の敷地面積の最低限度※ 1 6 0 m ²
	建築物等の高さの最高限度 ※	建築物の高さの最高限度は、9 mとする。ただし、地階を除く階数は 2 以下としなければならない。
画	土地利用の制限	地区内の樹林地及び草地などを緑地として保存する。 緑地保全区域 面積 約 0． 9 ha

「区域及び緑地保全区域は計画図表示のとおり」

※知事承認事項

〔理由〕 新用途地域の決定に伴い、計画書中の「建築基準法」等を「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）による改正後の建築基準法」等とするとともに、表記上の整合等を図るため、地区計画を変更する。